

議案第 4 3 号

平成 3 1 年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算

平成 3 1 年度藤岡市の簡易水道事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 5 , 5 2 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

平成 3 1 年 3 月 1 4 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

第1表 歳入歳出予算

歳入

簡易水道事業等特別会計

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 分担金及び負担金		1			
	1 負担金	1			
2 使用料及び手数料		7,434			
	1 使用料	7,433			
	2 手数料	1			
3 繰入金		56,090			
	1 一般会計繰入金	56,090			
4 繰越金		100			
	1 繰越金	100			
5 諸収入		1			
	1 雑入	1			
6 市債		11,900			
	1 市債	11,900			
			75,526		

歳出

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 総務費		62,298			
	1 総務管理費	62,298			
2 公債費		12,228			
	1 公債費	12,228			
3 予備費		1,000			
	1 予備費	1,000			
			歳 出 合 計		
			75,526		